**平成２２年（フ）第３３３６号**
札幌市白石区本郷通６丁目北１番８―405号
債務者　山谷　修司
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３４８８号**
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番５―308号
債務者　苅田　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５５１号**
札幌市中央区南５条西22丁目１番32―401号
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７２８号**
札幌市白石区川下2690番地１
債務者　大久保辰夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７６３号**
札幌市白石区平和通３丁目北５番８号
債務者　櫻井　健一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３７６７号**
札幌市清田区平岡３条３丁目12―14　フラットハイツ102号、住民票上の住所札幌市手稲区前田５条５丁目５番２号　サンアピオ101号
債務者　岩山　昌嗣
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８６３号**
札幌市東区北38条東１丁目１番３号　川田ビル303号
債務者　山本　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８７０号**
札幌市豊平区月寒東１条18丁目４番５―804号
債務者　藤田　基子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３８９１号**
札幌市中央区南９条西12丁目１番27―405号
債務者　瀧ケ平真弓
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９０７号**
札幌市白石区川北１条２丁目13番12号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９６６号**
札幌市北区北29条西11丁目２番５号　ハシノ寿ハウスＢ－１Ｆ２号
債務者　大澤　司郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９７２号**
北海道江別市野幌代々木町72番地の10
債務者　福田イツ子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３９８６号**
札幌市東区北10条東９丁目１番２―410号
債務者　江口　満子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４００５号**
札幌市厚別区大谷地東５丁目３番26号　第20大成コーポ206
債務者　佐々木由希子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０４３号**
札幌市厚別区厚別南１丁目７番20―102号
債務者　千葉　俊光
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０４６号**
札幌市豊平区月寒東１条２丁目10番17号　ログハウス103
債務者　村山　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７１号**
宮城県登米市登米町寺池鉄砲町60番地
債務者　及川　美子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２２年（フ）第７８号**
宮城県登米市南方町宿畑63番地５
債務者　松下佳誉子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所登米支部